

新宿スポーツセンター 拾得物の取り扱いについて

【指定管理者】

新宿スポーツ&ウェルビーイング共同事業体

【更新日】

2026年4月1日

新宿スポーツセンターにおける拾得物の取り扱いについては、以下のとおりです。

◆拾得物の保管期間について

- *貴重品・飲食物を除く拾得物は、拾得月を含む3か月間は施設にて保管いたします。3か月経過した拾得物は廃棄いたします。
- *飲食物は拾得日の営業終了時に廃棄いたします。
- *貴重品は毎月15日及び月末(※どちらも休館日等にあたる場合は翌営業日)に警察署へ届け出ます。

◆拾得物の受け取りについて

- *お忘れ物などに気づいた場合には、窓口までお問合せください。

《電話》03-3232-0171(※休館日を除く9時00分～21時00分)

《問い合わせフォーム》



https://www.tokyu-sports.com/company/partnership/shinjuku_sports_center/shinjuku-sc-otoiwase.html

- *拾得物を受け取りの際には、本人確認をさせていただきます。そのため、身分証明書をご提示ください。
※身分証明書＝免許証、保険証など

以上